

「信託法」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行等に伴う社債等に関する業務規程等の一部改正について

1. 改正の趣旨

多様な信託の利用形態に対応するための新たな制度の導入や受託者の義務及び受益者の権利等に関する規定の整備を内容とする「信託法」(平成 18 年法律第 108 号)及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 18 年法律第 109 号。以下「信託法整備法」という。)が成立・公布され、本年 9 月 30 日に施行される。これらの施行に併せて、別紙のとおり「社債等に関する業務規程」及び「社債等に関する業務規程施行規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の概要

(1) 信託社債についての信託を特定するために必要な事項の取扱いについて

信託法整備法の施行に伴う改正後の「社債等の振替に関する命令」(平成 14 年内閣府・法務省令第 5 号)第 3 条第 1 項第 1 号りに規定する信託社債について、信託を特定するために必要な事項の取扱いの規定を整備する。

(2) 信託法等の施行に伴うその他の規定の整備について

信託法及び信託法整備法の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。

(3) その他

社債等振替制度の参加者による届出事項等に関する規定の整備等、所要の規定の整備を行う。

3. 施行日

信託法の施行の日(平成 19 年 9 月 30 日)から施行する。

以 上